

第 1 1 期古賀市分別収集計画

令和 7 年 7 月

古賀市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たって、『第3次古賀市ごみ処理基本計画』の基本理念「資源を有効に活用する循環型社会の形成」を踏まえた基本的方向を以下に示す。

- （1） 廃棄物の排出抑制とリサイクルを主とした4Rの推進
- （2） 市民、事業者、市の連携による循環型社会の構築
- （3） 廃棄物の適正処理の推進による地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

【表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み】

年度（令和）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	3,483t	3,477t	3,472t	3,466t	3,460t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、表2に示す方策を中心に実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に
協力・連携を図ることが重要である。

【表2 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策】

施策名	具体的内容	対象
古賀市まちづくり出前講座	ごみ問題について、市民の理解と関心を得ることを目的に、自治会等の団体からの依頼に応じてごみ減量についての出張講座を実施する。その中で、プラスチック容器包装の分別について啓発を行う。	市民
ごみ減量に関する普及・啓発	広報や各種イベント等の活用、啓発パンフレット作成などにより、ごみ減量・リサイクルについての情報発信を行う。	市民
優良事業所認定制度	事業所において、ごみの分別等4Rに積極的に取り組んでいる事業所を認定・表彰することにより、他事業所や市民への一般廃棄物減量化の意識を高める。	事業所
多量排出事業所への訪問指導	多量のごみの排出が見込まれる事業所に対して、現地訪問や事業系一般廃棄物の減量に関する計画を提出してもらうことで、容器包装廃棄物を含めたごみの減量、再資源化を促進する。	事業所

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を表3左欄のように定める。収集に係る分別の区分は、表3右欄のとおりとする。

なお、分別収集時には、ガラス、蛍光灯、乾電池、金物、陶磁器等の不燃ごみを併せた全12品目を収集するものとする。

【表3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分】

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主に紙製容器包装であって上記以外のもの	雑がみ類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 梱包材

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込みについては表4の通りとする。

【表4 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み】

年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	1.43 t		1.42 t		1.42 t		1.42 t		1.42 t	
主としてアルミ製の容器	7.87 t		7.86 t		7.84 t		7.83 t		7.82 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	90.25 t		90.10 t		89.95 t		89.79 t		89.64 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0t	90.25 t	0t	90.10 t	0t	89.95 t	0t	89.79 t	0t	89.64 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	47.71 t		47.63 t		47.55 t		47.47 t		47.39 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0t	47.71 t	0t	47.63 t	0t	47.55 t	0t	47.47 t	0t	47.39 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	42.63 t		42.55 t		42.48 t		42.41 t		42.34 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	42.63 t	0t	42.55 t	0t	42.48 t	0t	42.41 t	0t	42.34 t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8.94 t		8.92 t		8.91 t		8.89 t		8.87 t	
主として段ボール製の容器	29.56 t		29.51 t		29.46 t		29.41 t		29.36 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	-		-		-		-		-	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	49.12 t		49.04 t		48.95 t		48.87 t		48.79 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	49.12 t	0.00 t	49.04 t	0.00 t	48.95 t	0.00 t	48.87 t	0.00 t	48.79 t	0.00 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	98.37 t		98.20 t		98.03 t		97.87 t		97.70 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	98.37 t	0.00 t	98.20 t	0.00 t	98.03 t	0.00 t	97.87 t	0.00 t	97.70 t	0.00 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて、「直近年度の分別基準適合物等の収集実績（令和6年度）×人口変動率」にて算定することとし、人口変動率については表5のとおりとする。

【表5 古賀市の人口及び人口変動率】

年度（令和）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
人口	57,859人	57,761人	57,663人	57,565人	57,467人
人口変動率	97.65%	97.49%	97.32%	97.16%	96.99%

※第3期古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の社人研による将来人口推計を直線補完した数値を採用

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

排出される容器包装廃棄物に関して、分別作業の後、収集の各段階の作業を実施する者（主体）は、表6のとおりとする。

【表6 分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	回収・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲料缶	市による定期回収	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収、 公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	民間業者	
	雑がみ（紙製容器包装も含む）	雑がみ類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収、 公共施設拠点回収	一部事務組合
	その他のプラスチック製容器包装	梱包材	市による定期回収	
		プラスチック製容器包装	市による定期回収 公共施設拠点回収	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項については表6の通りとする。

【表6 分別収集の用に供する施設の整備概要】

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	中間処理
スチール製容器	飲料缶	リサイクルプラザ (選別・圧縮梱包 施設)
アルミ製容器		
無色のガラス製容器	びん	
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
飲料用紙製容器	紙パック	
段ボール	ダンボール	現状のまま回収 業者に引き渡し
ペットボトル	ペットボトル	リサイクルプラザ (選別・圧縮梱包 施設)
その他のプラスチック製容器包装	梱包材	
	プラスチック製容器包装	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 多様なニーズに対応した廃棄物の減量とリサイクル推進の啓発を行う。
- (2) 廃棄物の減量化・資源化に関する独自の取組みや消費者へのごみの減量化の意識高揚を図る取組等を積極的に行う事業所を「古賀市ごみ減量化推進優良事業所」として認定し、その活動を推進する。